

障がいのある子どもの放課後活動に関する意見書

2006年に障害者自立支援法が実施されてから、東京都の障がい者福祉制度においても、2012年3月末までに障害者自立支援法への「新体系移行」を行うことが方針になっている。それに伴い、障がいのある学齢期の子どもの放課後活動を行う施設・団体・グループに対する東京都の補助金制度（「心身障害者（児）訓練事業」、「地域デイグループ事業」）も2012年3月末までとされ、それ以降は現在、調整検討中とされている。

しかし、障害者自立支援法の中には、放課後活動グループが移行できる適切な制度が存在しない。そのため、東京都の放課後活動グループ55カ所が加盟する「障害児放課後グループ連絡会・東京」（以下「放課後連・東京」）では、都の補助金制度の継続を求めてきた。2006年と2008年には東京都議会への請願もそれぞれ趣旨採択されている。

移行先がないまま、都の補助金制度がなくなれば、放課後活動グループの存続は大変難しく、今活動に通っている障がいのある学齢期の子どもたちは、たちまち行き場を失う。

放課後活動グループが、障がいのある子どもたちに今後も継続して放課後の活動の場を提供し続けるために、東京都の補助金制度を、「新体系移行」の期限とされる2012年3月末までとせず、各グループが国の適切な制度に移行するまで、継続することが必要である。

一方、2010年12月には障害者自立支援法等の改定に伴い、児童福祉法に新たに「放課後等デイサービス」が法定化され、2012年4月から実施されることになっている。「放課後等デイサービス」の法定化は、障がいのある学齢期の子どもの放課後活動を制度化してほしいという、全国の関係者の願いが受けとめられたものにはかならない。

しかし、厚生労働省によれば、「放課後等デイサービス」の全容が明らかになるのは2011年度に入ってからである。2012年4月実施に対して、自治体の2012年度予算案編成や、放課後活動グループの移行の検討・準備が間に合わないおそれがある。

また、「放課後等デイサービス」が現行の「児童デイサービス」から移行するものであるならば、放課後活動グループの活動を支えるものとはなり得ない。なぜなら、学齢期の子どもたちを対象とする放課後活動グループとは異なり、「児童デイサービス」は障がい乳幼児の早期療育・機能訓練のための制度だからである。現在、「心身障害者（児）訓練事業」の補助金を受けるグループは、公費の水準などの面で運営が成り立たなくなる可能性がある。小さなグループの場合には、そもそも移行できない場合も想定される。

したがって、「放課後等デイサービス」を、障がいのある学齢期の子どもたちが放課後の活動を維持できる制度とし、現行の放課後活動グループがスムーズに移行できる支援が必要である。

よって、本市議会は、政府及び東京都に対し、下記2点を強く要請するものである。

記

- 1 障がいのある学齢期の子どもたち対象の放課後活動グループに対する、東京都の補助金制度（「心身障害者（児）訓練事業」、「地域デイグループ事業」）を、障害者自立支援法「新体系移行」の期限とされる2012年3月末までに限らず、国の適切な制度に移行するまで継続すること。
- 2 児童福祉法に新設された「放課後等デイサービス」を、現行の放課後活動グループが移行できるような水準の制度にし、スムーズな移行を支援すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年3月24日

三鷹市議会議長 田 中 順 子